○外務省告示第九十一号

令和七年十一月十二日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の令和二年八月十二日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったダッカ都市交通整備計画（Ⅳ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年十一月十六日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十二号

令和八年一月十二日にナイロビで、ケニア共和国におけるトゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千三百万円

3　贈与の供与期限　令和九年一月三十一日

4　署名者

日本側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十三号

令和八年二月二十日にアビジャンで、大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億千八百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年一月三十一日

4　署名者

日本側　胡摩窪淳志在コートジボワール大使

コートジボワール側　ニアレ・カバ国務大臣兼外務・国際協力大臣

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第三百八十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	DLFSUNG6	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第37934号 令和８年１月13日
Hypericum L.	Allhykim	Allplants Holding B.V. Simon Homburgstraat 19, 5431NN Cuijk, The Netherlands	第36677号 令和８年１月15日
Pyrus communis L.	FM324A135	Wolfgang Muller Baum- und Rosenschule Berufsschulstr. 7, D-04758 Oschatz, Germany	第25187号 令和８年１月21日

○農林水産省告示第三百八十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hedera L.	寿（じゅ）フェアリーフォレスト	永尾寿夫 福岡県大川市大字下青木272	第36796号 令和８年１月28日
Rosa L.	RUIMVR00A	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第36357号 令和８年１月28日
〃	クリスタルレッド	榊原康之 愛知県豊川市行明町山伏1084番地	第36436号 令和８年１月28日

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字高松九〇〇七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字中山六八〇七の一三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）